

# 工事費負担金補償契約書

契約者（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、以下に定める電源接続案件一括検討プロセス（以下「本一括検討」という。）に関し、甲が裏面〔工事費負担金補償契約に当たっての重要事項〕を了承することを前提としたうえで、次のとおり工事費負担金補償契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において使用する用語は、特に定義しない限り、電力広域的運営推進機関の定款、業務規程、送配電等業務指針および「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（20●●●年●●●月●●●日版。以下「一括検討ルール」という。）、ならびに中国電力ネットワークが定める託送供給等約款と同一の意味を有する。

電源接続案件一括検討プロセス対象	名称：●●エリアにおける電源接続案件一括検討 公表日：20●●●年●●●月●●●日
応募申込みの内容等	発電場所 ●●県●●市●●町●●番●●号
	応募申込時の受付番号 ●●●●
	最大受電電力 ●●●●kW
	負担可能上限額 ●●, ●●●●, ●●●●円（消費税等相当額含む）
補償金対象工事	<送電設備> (例) 110kV送電線増強工事 一式 <変電設備> (例) ●●変電所No.●●変圧器増設工事 一式

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

20●●●年●●●月●●●日

契約者

甲

広島市中区小網町6番12号

中国電力ネットワーク株式会社

乙

ネットワークサービスセンター

所長

## 〔工事費負担金補償契約に当たっての重要事項〕

### （本契約の目的）

第1条 本契約は、本一括検討における再接続検討の回答に基づき、本一括検討の対象となる送電系統の対策工事を支障なく進めるために、契約申込み以降の連系等に係る手続を定めるとともに、甲が本一括検討を辞退した場合等における補償を定めること等を目的とする。

### （工事費負担金の算定および連系承諾の義務）

第2条 乙は、甲の契約申込み後、本一括検討において本契約を締結した系統連系希望者（以下「本一括検討系統連系希望者」という。）の工事費負担金を算定し、全ての本一括検討系統連系希望者の工事費負担金が当該系統連系希望者が申告した負担可能上限額以内である場合、系統連系希望者の工事費負担金を確定し、甲に対して連系承諾を行うなど、一括検討ルールに基づき、系統アクセス手続を進める。

2. 甲に対する連系承諾後、甲以外の本一括検討系統連系希望者の辞退等により、甲が他の本一括検討系統連系希望者と共用する設備（以下「本件共用設備」という。）に係る工事一式（以下「補償金対象工事」という。）の工事費負担金が増加されることが見込まれる場合、乙は、再度、本件共用設備を共用する本一括検討系統連系希望者の工事費負担金を算定し、甲に対し、変更後の工事費負担金の額を通知する。

この場合において、変更後の工事費負担金の額が甲の負担可能上限額を下回るときは、工事費負担金の額は乙の通知の内容にしたがって変更される。

### （工事費負担金契約の締結義務）

第3条 甲は、乙が連系承諾をした場合は、連系承諾後1箇月以内（以下「工事費負担金契約締結期限」という。）に、乙との間で工事費負担金契約を締結しなければならない。

ただし、天災地変等の不可抗力が生じた場合で、当該期間内に工事費負担金契約を締結することができないときは、甲乙協議の上、別途工事費負担金契約締結期限を定める。

2. 乙は、甲が前項に違反し、工事費負担金契約締結期限までに工事費負担金契約を締結しない場合には、甲が本一括検討から辞退したものとして取り扱う。

この場合、乙は、乙の連系承諾によって成立した甲と乙との間の接続契約その他の契約（以下「本件接続契約等」という。）を解除する。

3 甲は、前項に基づき、本一括検討から辞退したものとして取り扱われ、本件接続契約等を解除された場合、自身が連系等を予定していた送電系統またはその上位電圧の送電系統に、他の本一括検討系統連系希望者が優先して連系等することに異議を述べないものとし、かかる取扱いにより損害を蒙った場合であっても、乙または他の本一括検討系統連系希望者に対して、一切の賠償または補償の請求はできない。

なお、その場合であっても、甲は第4条に定める工事費負担金補償金の支払義務を免れない。

### （工事費負担金の補償）

第4条 甲は、乙との間で締結した工事費負担金契約が解除等により終了した場合または甲が本一括検討を辞退した場合（第3条第2項に基づき本一括検討を辞退したものとして取り扱われた場合を含む。以下同じ。）には、甲が連系等の意思を有しているかどうかを問わず、次項に定める工事費負担金補償金を支払う義務を負う。

2. 乙は、甲に対し、前項に掲げる場合、補償金対象工事に関し、甲以外の本一括検討系統連系希望者の工事費負担金を再算定し、当該工事費負担金の合計額と甲以外の本プロセス系統連系希望者の再算定前の工事費負担金（連系承諾前においては再接続検討の回答における工事費負担金概算額とする。）の合計額との差額（以下「工事費負担金補償金」という。）を請求する。

ただし、工事費負担金補償金は、甲が申告した負担可能上限額（一括検討ルールに基づき、負担可能上限額を再申告した場合は、再申告した負担可能上限額とする。）を上限とする。

3 甲は、乙から工事費負担金補償金の請求を受けた場合は、請求を受けた日から1箇月以内に、乙の指定する方法をもって、工事費負担金補償金を支払う。

4 甲が乙に支払った工事費負担金補償金は、補償金対象工事に係る工事費負担金に充当する。

5 甲は、工事費負担金補償金を支払ったとしても、本一括検討に基づき送電系統に連系する権利は有さず、本一括検討に基づき乙が施設した電気設備は、乙の所有に帰属することを確認する。

### （工事費負担金補償金の精算）

第5条 甲および乙は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおり、甲と乙の間で工事費

負担金補償金を精算する。

一 補償金対象工事が完了したとき

乙は、甲が支払った工事費負担金補償金と補償金対象工事の完了により確定した甲が当該工事に関して負担すべきであった工事費（甲が本一括検討を辞退していなかったとすれば負担すべきであった工事費を指し、以下「確定工事費」という。）との差額を甲に返金する。

ただし、工事費負担金補償金が確定工事費を上回る場合に限る。

二 補償金対象工事の工事完了後、本件共用設備に新規利用事業者があったとき

本件共用設備に新規利用事業者があった場合、乙は、乙の託送供給等約款に基づき補償金対象工事の使用開始当初から、本件共用設備を新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金（以下「新規利用事業者の工事費負担金」という。）を、甲が乙に支払った工事費負担金補償金（前号に定める精算を行った場合は、精算後の金額をいう。本号において同じ。）を上限として、甲に返金する。

ただし、甲以外に、補償対象工事に関し、工事費負担金補償金を支払った系統連系希望者がいる場合には、支払った工事費負担金補償金（新規利用事業者が利用する送電系統の補償金対象工事に係る部分に限る。）の額に応じて按分した額を、甲に返金する。

なお、新規利用事業者の工事費負担金に係る精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに4月分から翌3月分までをまとめて3月末までに1回実施する。

**（工事費負担金補償金の支払義務を負わない場合）**

第6条 甲は、第4条にかかわらず、本一括検討完了までの間、乙との間で締結した工事費負担金契約が解除等で終了した場合または甲が本一括検討を辞退した場合であっても、次の各号に掲げるときは、工事費負担金補償金の支払義務を負わない。

- 一 甲の工事費負担金が甲の負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合。
- 二 技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該技術検討の回答日から起算して20営業日以内に甲が辞退する場合。
- 三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能または著しく困難となった場合。
- 四 本一括検討が中止となった場合。
- 五 本契約締結後に生じた天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力等の事情によって、甲が連系等を行うことが不可能または著しく困難となった場合。

**（その他）**

第7条 甲および乙は、本契約に定めのない事項については、一括検討ルールおよび乙が定める託送供給等約款にしたがう。

なお、乙が託送供給等約款を変更する場合は、変更後の託送供給等約款による。

2. 本契約および託送供給等約款に定めのない事項が生じた場合には、甲、乙は、誠意をもって協議し、その処理にあたる。
3. 本契約に係る訴訟の提起または調停の申立の専属的合意管轄裁判所は、[広島](#)地方裁判所または[広島簡易裁判所](#)とする。
4. 本契約は、すべての点で日本法にしたがって解釈され、法律上の効力が与えられる。
5. 本契約は、日本語のみによるものとし、他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのものであって、当事者を拘束するものではない。

以 上